

証券コード 3634  
2020年6月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号  
株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ  
代表取締役社長 浦 部 浩 司

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、外出自粛が要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、書面により事前の議決権行使をいただき、体調の優れない方、ご不安のある方の会場への来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月19日（金曜日）午後7時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会後の事業説明会につきまして、別紙記載の方法にてライブ配信を行うことといたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

敬 具

記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 2020年6月22日（月曜日）13時00分                                  |
| 2. 場 所  | 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号 JPR千駄ヶ谷ビル3階<br>株式会社ソケッツ本社 会議室       |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告<br>及び計算書類報告の件        |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案   | 取締役3名選任の件  |
| 第3号議案   | 監査役3名選任の件  |
| 第4号議案   | 当社の従業員に対してストック・オプションとして発行する<br>新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.sockets.co.jp/ir/>)に掲載させていただきます。

### 【株主向け事業説明会】

I R活動の一環として、第20回定時株主総会終了後に、同じ会場で事業説明会を開催いたします。本説明会につきましては、株主の皆様インターネットからご参加いただくことができますので、別紙「株主様向け事業説明会Web開催のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

#### ◇当日のスケジュール◇

13時00分～13時30分（予定） 第20回 定時株主総会

13時30分～14時30分（予定） 事業説明会

登壇者：代表取締役社長 浦部 浩司

※当日の進行状況により、時間変更となる可能性がございます。予めご了承ください。

※会場後方からの撮影とし、会場にご出席株主様の容姿はうつさないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況を踏まえまして、株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策のご検討をお願い申し上げます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、今後の感染症拡大の状況により、株主総会の運営に変更が生ずる場合は、上記当社ウェブサイト等においてお知らせ致します。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、一定の内外需を背景とした継続的かつ底堅い基調でありましたが、事業年度始めから存在していた米中、米朝、中東含む国際情勢に端を発する海外発の景気下振れリスク、これらに加え、当事業年度第4四半期より発生した新型コロナウイルスの感染拡大により先行きが不透明な状況にもあります。

このような経済環境の中、次世代高速通信網5Gの導入、社会へ普及が進む人工知能(AI)など人と機械のコミュニケーション手段の進展、また世界的なりもネットワークの広がりにより代表される生活様式とインターネット活用の関係性の変化、多様化などがより一層進むことが予想されます。その過程で様々な行動履歴(ログ)、環境情報や生体情報などあらゆるセンシング情報を含む大量の情報やコンテンツなどが従来とは比較にならない規模でインターネット上に保管、流通される状況がさらに進みます。一方で欧州の個人情報保護規則(GDPR)に代表される個人情報の扱い方について慎重な検討や対策が進められる状況が日本においても起こりつつあります。それらの未来に向けた次世代のネットワーク、テクノロジー、データの有効な利活用において、新たな産業構造が生まれる可能性があります。

その中で、あらゆるエンターテインメント分野やマーケティング分野、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどエンターテインメント全般および広告サービスを体験する機会においても、次世代のネットワーク、テクノロジー、データの利活用は今後、確実にかつ急速に進みます。日々の生活の中でより多くのコンテンツや情報が流通することのみならず、いかに個人に最適化され、また一方で多様化が必要とされる、という一見相反する社会ニーズへの価値提案が大きな事業機会となります。

またインターネットにつながるデバイスが、家電、テレビ、自動車など生活に密着した機器にまで広がるIoT(Internet of Things)と大量データを自律的に学習するAIの普及、データ解析や予測技術の進展、これらを

通じて新たな価値を生み出すデータベース関連サービスの事業機会の増加が予想されます。また人と機械、人とテクノロジーとのコミュニケーションにおいて、人と機械がより自然に会話をするなかで、情報のみならず感情など目に見えない情報までもやりとりする人と機械が気持ちを通わす新しい対話型インターネットサービスの進展も予想されます。

当社はこれらの事業機会を実現しうる技術として「文脈（コンテキスト）を解釈する技術」「人間の感性や感情を科学する技術」の開発に注力しております。またこの技術開発に重要な役割を果たす当社独自の「感性メタデータ」を創業以来、開発を続けております。

当社の強みは、創業来10年以上、音楽、映像を中心としたエンターテインメント分野を通じて人間が持つ感情や感性を体系的、網羅的、詳細にデータベース化を行い、国内最大級の感性データベースであるMSDBとして自社開発、運用しているところにあります。またさらにそれら「感性メタデータ」を活用した感性AI、感情分析などの「感性テクノロジー」を開発し、人間の感性と感情に寄り添う独自のサービス開発技術にあります。

これら感性および感情を科学する技術を発展させ、エンターテインメント産業の発展に貢献するのはもちろんのこと、人の感性を理解するテクノロジーを通じて美容、食品、飲料、衣料、消費財、旅行、イベントなどにデータ開発の領域を広げております。そのうえで、エンターテインメントから始まりあらゆる分野の感性データを連携する「広告マッチングサービス」「ブランドパートナーシップ」「クロスプロモーション」など独自の感性マーケティングサービスを提供してまいります。

当社は、「データベース・サービスカンパニー」として、『人の想像力をつなぐ』ことをミッションに、コンテンツに紐づく情報をデータベース化したオリジナルのメディアサービスデータベースを開発し、主に通信会社およびインターネットサービス会社を対象に、データ提供、検索機能提供、レコメンド・パーソナライズ機能提供、データ分析などの多様なデータベース関連サービスの開発および提供を行っております。

これらのサービスについては、ユーザーベースをもつパートナー企業への技術ライセンス提供として、KDDI株式会社、株式会社レコチョクを通じた株式会社NTTドコモ、ヤフー株式会社、楽天株式会社、LINE MUSIC株式会社などのサービスにて利用されております。

一方で従来の大手通信会社向けの受託型の開発・運用事業においては、さらなる縮小が続いております。

また当社独自の「感性A I」を活用した「人間の感性、感情を理解するテクノロジー」による特定分野に特化した「専門A I」に関する特定パートナー企業との実証実験（P o C = Proof of Concept）の取り組みが進捗しております。また感性マーケティング事業に向けて美容分野等、エンターテインメント分野以外への感性メタデータ提供も進捗しております。

将来の企業成長のために進めている開発・運用売上からライセンス収入主体への事業モデルの進化に向けたデータ・テクノロジーライセンス事業に一段と主力事業がシフトする一方で、研究開発やデータ開発を売上の25%を目処に積極的な投資を実行しております。それらの結果として売上高は前事業年度比85.1%の1,227,895千円となりました。

売上原価は、利益率の高いデータライセンス事業の進展や既存事業の開発・運用の効率化により、前事業年度比83.5%の670,935千円となりました。売上総利益は、前事業年度比87.0%の556,959千円、販売費及び一般管理費は、外部委託コストの削減（インハウス化）などにより、前事業年度比94.5%の535,747千円となりました。

これらの事業活動の結果、当事業年度の経営成績は、売上高1,227,895千円（前事業年度比85.1%）、営業利益21,212千円（前事業年度比29.0%）、経常利益21,474千円（前事業年度比29.5%）、当期純利益17,202千円（前事業年度比25.5%）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は39,787千円であり、その主なものは、感性メタデータおよび感性A Iなど自社使用ソフトウェアおよびアプリケーションへの投資であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2017年3月期)	第 18 期 (2018年3月期)	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高(百万円)	1,709	1,604	1,443	1,227
当 期 純 利 益(百万円)	71	64	67	17
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	29.38	26.41	27.58	7.01
総 資 産(百万円)	1,206	1,236	1,245	1,259
純 資 産(百万円)	902	980	1,044	1,055
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	356.30	384.29	414.20	418.21

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 会社の経営の基本方針

当社は、『人間の想像力をつなぐ』ことをミッションとし、音楽・映像・書籍・一般商材などのデータベースを開発し、主にインターネットを通じ「レコメンドサービス」「パーソナライズサービス」「検索サービス」「アナリティクス（データ分析）サービス」「データ提供サービス」などデータベース関連サービスを提供しております。

今後の社会においてAIがますます普及されることが予想されますが、効率性、安全性、生産性などを追求し社会を豊かにする一般的なAIとは異なる当社独自の「感性メタデータ」を活用した「人間の複雑な感情や感性を理解するAI」の技術開発および実用サービス開発をより積極的に進め「心を豊かにするAI」を発展させてまいります。また、当社が提供する現在のデータベース関連サービスの継続的な品質向上や新たな付加価値サービスの開発を進めます。さらにエンターテイメントから学んだ様々な人間の感情、シチュエーション、ライフスタイル、人間関係、感性などを活用した独自のマーケティングサービスを展開してまいります。具体的にはエンターテイメント・テクノロジーをマーケティングに応用することで、企業同士が協力しあって顧客同士の感情的な繋がりを補完し合いブランディングをしていく「ブ

ランドパートナーシップ」など人それぞれ、企業、商品それぞれが持つ感情・感性的な特徴・魅力と社会や日々の暮らしを繋いでいくことを感性AIで実現してまいります。その結果として、当社ミッションである人の想像力が繋がることで豊かな心、平和な心への社会貢献を目指します。

- ① 『人の想像力をつなぐ』ことに役に立つ価値あるサービスを確かなモノづくりにて実現するために、サービス開発、サービス運用の持続的な品質向上および新しいデータ関連技術の開発を行うべく研究開発とデータ開発を重視します。
- ② 常にユーザー視点、顧客価値を大切にし、真に価値のあるオリジナリティの高いサービスの実現へ向けサービス開発と技術開発を続けます。
- ③ 作品や商品やイベントなど「創る人間」「伝える人間」の持つ創造性、人が人を想う気持ち、それらを「受け取る人間」のそれぞれが持つ感性の可能性を信じます。
- ④ より一層の心が豊かな社会の実現に向けた価値ある新しいサービスを生み出す技術力と企画力を育成し続けるために多様な人材の採用・育成、成長への環境づくりに努めます。
- ⑤ 当社の企業理念や志を共有する従業員、取引先、株主などと共に成長し、貢献します。そのための企業文化を育てます。

これらを継続的かつ長期的かつ日常的に行うことで、その結果として、収益力の向上、持続的な成長を実現させることが、人それぞれの感性や感情を大切にし、より思いやりと多様性がある豊かな心の社会への貢献となり、一層の企業価値の向上に繋がるものと考えております。

#### (5) 目標とする経営指標

当社では、感性データベース関連技術を活用した新しいサービスの開発、品質向上を継続的に行い、より多くの皆様に当社独自の人の想像力が繋がるサービスを提供し、顧客満足度の向上を図ることが当社の企業価値の向上に繋がると認識しております。そのための経営指標として「成長性」と「収益性」を重要な経営上の指標としております。

当社の中期的な経営指標として、社会により深く役に立ち、かつ独自性が高い事業の指標として「売上総利益率60%以上」を目標としています。それらを達成するにあたり、当社データ関連サービス技術の事業モデルにおいて一時的な受託開発・運用モデルではなくユーザー数の拡大が直接的な収益拡大に繋がる事業モデル、月々の継続的な収入となるサブスクリプション（定

額制) 事業モデル、当社が独自に開発した感性データベースを最大限活用した自社プロパティ (資産) 活用事業モデルなどのライセンス型ビジネスモデルへの転換を進めております。

中期的な経営指標としてこの「ライセンス型ビジネスモデルの売上構成比を全社売上のうち80%以上」占めることを指標としております。

またあわせて、「データベース関連事業の売上成長率」「新規ライセンス数」「売上に占める研究開発費やデータ開発などの先行投資額比率」の管理に取り組んでまいります。

## (6) 中長期的な会社の経営戦略

5Gなどインターネット回線速度のさらなる高速化、生活上のあらゆる端末がインターネットに繋がるIoT、ビッグデータ、AI、ロボットなどの技術革新の進展により従来にないスピードでデータ量は増加し、機械学習や深層学習などの分析技術が進む中で当社を取り巻くデータサービス関連市場は成長を続けるものと期待されています。

そのような環境の中で、データの量のみならず「データの質」および統計的手法だけには留まらない「多面的な分析」の重要性が増しております。当社は独自開発を行っている「感性メタデータ」およびその利活用技術の開発を推進し、人間の感性や感情を理解する技術・サービスを実現してまいります。

具体的には、音楽・映像・書籍・テレビ・イベントなどのエンターテインメント分野において国内随一のデータベースをより拡充します。そのうえで現在の提供先を国内外の企業により多く増やします。また感性メタデータの開発・提供をエンターテインメント分野のみならず美容、食品、飲料、衣料、消費財、旅行、イベントなど一般商材まで広げ、ライセンス提供先を流通業界、製造業界、小売業界、美容業界、旅行業界、飲食業界、広告業界、不動産業界、金融業界などにも拡大してまいります。またそれら提供データを最大限有効活用し得る「パーソナライズサービス」「アナリティクス (データ分析) サービス」のプラットフォーム化 (基盤的存在への普及化) を一層進展させます。

そのうえで、当社独自の「感性AI」の開発・提供を通じ、人間の感情・感性を理解する技術開発をより積極的に推進いたします。あわせて特定分野に用途を絞ることでよりきめ細やかなサービス体験を実現する用途特化型AIの開発を進め、新たな人と機械のコミュニケーションの可能性を追求します。



これらをシームレスにエンターテインメント・テクノロジーと感性マーケティングの連携を実現します。その連携において「ブランドパートナーシップ」「クロスプロモーション」など、顧客との感情や感性における繋がりを起点としたマーケティングサービスを展開します。あわせて感性AIを通じて、人と機械とのインターフェイス（やり取り）において、曖昧さ、文脈、感覚、雰囲気なども解釈し得るより人同士のやり取りに近くなる技術を開発します。関連サービスの提供機器は、スマートフォンやパソコン・タブレットのみならずIoTとして連携し得る自動車や家電、ロボット、ウェアラブルコンピューターなどあらゆるデバイスに広がっていきます。そのうえで、長期的には、国内のみならず海外でも一人でも多くの利用者を増やしていくことで、当社ミッションである世界中の『人間の想像力をつなぐ』ことに寄与していきます。

それらの実現のために、当社独自の人の感情や感性を体系的に情報化したオリジナルデータベースの開発およびそのデータを利活用するデータ関連技術開発を進めてまいります。

#### (7) 会社の対処すべき課題

インターネット関連、データ関連、AI関連分野の技術革新、ユーザー嗜好の変化、新規参入など変化の激しく起こりうる事業環境の中で、当社が長期的に持続可能な成長を見込み、経営戦略を確実に遂行していくために、以下のような課題に対処してまいります。

##### ① 優秀な人材の確保、育成

継続的な成長の原資である人材は、当社にとって、最も重要な経営資源と認識しております。当社の技術開発力や企画力およびサービス運営力を維持し、継続的に発展、強化していくために、優秀な社員を継続的に雇用し、その成長の機会を提供し、かつ事業規模を拡大させていくための人材を獲得する必要があります。

人的基盤を強化するために、全役職員を対象としたクレド（行動規範）など企業文化の熟成、専任者を設けるなど採用体制の強化、新入社員・中堅社員・管理職向けなど段階に応じた教育・育成、研修制度、人事評価制度の充実などの各種施策を進める方針であります。

##### ② 開発・品質管理体制の強化

当社が開発を手掛けるアプリケーション、データベースおよびサービスは、技術革新の中で、開発内容が複雑化する可能性があります。また、ライセンス事業モデルの中でも顧客においては、開発スピードのさらなる向

上やコストの軽減、高付加価値化を求めてくることが想定されるため、これらへの対応力の強化が必要となります。

このため当社では、企画営業部門と開発部門における連携面での見直し、開発・運用ルールの統一化、自社開発ツールの構築など全社的な技術資産の共有を行うことで、開発・品質管理体制の一層の強化を図っていきます。

### ③ 収入モデルの多様化

現在の当社の主な収入モデルは、ライセンス収入モデル、開発収入モデル、運営収入モデルなどです。多様なインターネットサービスとのより一層の連携などにより、従来のビジネスモデルは、変化の時期を迎えております。従来の主に通信会社との取引による比較的規模の大きい開発収入や運用収入は従来より流動的かつ不確実になってきていることから、当該事業年度の経営成績に与える影響が大きくなっております。

当社では開発売上主体の収入モデルからライセンス収入モデル主体へのシフトに加え、低い金額でライセンス提供可能なライト版ライセンス、初めは無料で提供するフリー版ライセンスなど収入モデルの多様化に一層取り組んでいきます。

### ④ 内部管理体制、コーポレート・ガバナンスの充実

当社では継続的な成長を実現していくために、事業規模に応じた内部管理体制の充実が不可欠であると認識しております。金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価へ対応すべく、業務の適正性や効率性、財務報告の信頼性の確保に努める必要があります。

今後も事業規模の拡大に合わせ管理部門の一層の強化による内部管理体制の整備を図るとともに、会議体および職務権限の見直しや社外役員の積極的な導入など、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組む方針であります。

### ⑤ インターネット関連技術・サービスなど企業との連携

今後、国内外のインターネット技術やサービスは、ますます連携や融合されていくことと予想され、当社はこの流れへの対応力の強化が必要となります。

このため、当社ではデータベース、アプリケーションそしてストリーミング開発を通じ、通信事業者、デバイスメーカーやインターネット関連企業およびサービス提供企業との連携や権利元との調整などアグリゲーション力を強化していく方針であります。

(8) その他、会社の経営上重要な事項

大株主との取引等

当社は、KDD I 株式会社より出資を受けており、当事業年度末において同社は当社の議決権の9.8%を保有する大株主となっております。当社は同社へ音楽・映像・書籍のインターネットサービスにおけるデータベースの提供、アプリケーションの開発、サービス運営などを行っており、当事業年度における主要な取引先となっております。なお、同社との取引条件につきましては、同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。また、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」といいます）より出資を受け、当事業年度末において同社はKDD I 株式会社と同数の当社株式を保有しております。当社は、今後のマーケティング分野への展開を目指しCCCグループと当社のデータベースを連携させるため、共通基盤データベースの開発およびその利活用に引き続き取り組んでおります。なお、CCCグループとの取引条件につきましても同社以外の取引先と同様に、価格交渉などの手続きを行った上その都度決定しております。

(9) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社の主力サービスは、音楽・映像・書籍などの作品（コンテンツ）に特化した主にインターネット上での「検索サービス」「レコメンドサービス」「ストリーミングサービス」「パーソナライズサービス」「アナリティクス（データ分析）サービス」「データ提供サービス」を行っております。

(10) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

本社 東京都渋谷区

(11) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (7) 名	増減なし (2名減)	40.6歳	5.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(12) その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 7,420,000株

(2) 発行済株式の総数 2,477,400株

(3) 株主数 620名

### (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
浦 部 浩 司	711,700株	29.01%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ 株 式 会 社	240,000	9.78
K D D I 株 式 会 社	240,000	9.78
株 式 会 社 フ ェ イ ス	145,000	5.91
K B L E P B S . A . 1 0 7 7 0 4	125,300	5.10
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社	94,600	3.85
水 元 公 仁	70,000	2.85
芳 林 知 仁	55,100	2.24
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	46,000	1.87
伊 草 雅 幸	41,000	1.67

(注) 持株比率は自己株式 (24,583株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2020年3月31日現在)

名 称	第10回新株予約権	第12回新株予約権	
発 行 決 議 日	2012年11月6日	2014年6月24日	
新 株 予 約 権 の 数	200個	70個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき 100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 103,000円 (1株当たり 1,030円)	新株予約権1個当たり 133,000円 (1株当たり 1,330円)	
権 利 行 使 期 間	2014年12月1日から 2022年9月5日まで	2016年7月3日から 2024年4月30日まで	
行 使 の 条 件	(注)	(注)	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役	新株予約権の数： 100個 目的となる株式数：10,000株 保有者数： 1名	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数： 5,000株 保有者数： 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数： 5,000株 保有者数： 1名	新株予約権の数： 20個 目的となる株式数： 2,000株 保有者数： 1名
	監 査 役	新株予約権の数： 50個 目的となる株式数： 5,000株 保有者数： 1名	—

(注) 権利行使時に当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員いずれかの地位にあること。また、発行日から2年間経過していること。



## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦 部 浩 司	—
取 締 役	石 川 鉄 男	開発本部 本部長 兼R&Dグループリーダー
取 締 役	鵜 飼 幸 弘	(株)テクノロジーハブ代表取締役社長 SeeDevice Inc. 取締役
取 締 役	佐 藤 明	(株)バリュークリエイト代表取締役
常 勤 監 査 役	山 本 実	—
監 査 役	大 塚 一 郎	弁護士 東京六本木法律特許事務所パートナー リシュモンジャパン(株) 社外監査役
監 査 役	今 西 浩 之	税理士 イマニシ税理士法人 社員 (株)朝日ネット 社外監査役 (株)パイオラックス 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役鵜飼幸弘氏、取締役佐藤明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山本実氏、監査役大塚一郎氏、監査役今西浩之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役大塚一郎氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務の分野を中心に法令およびリスク管理などの実務に携わっており、法的見地から当社の企業活動の適正性を判断するのに相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役今西浩之氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役鵜飼幸弘氏、取締役佐藤明氏、監査役大塚一郎氏、監査役今西浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2020年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職および担当	旧役職および担当
浦 部 浩 司	代表取締役社長 兼コーポレートマネジメント 室 室長	代表取締役社長
石 川 鉄 男	取締役	取締役 開発本部 本部長 兼R&Dグループリーダー

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに社外監査役大塚一郎氏、および社外監査役今西浩之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額を上限としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等

#### 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	68百万円 (10百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	17百万円 (17百万円)
合 計	7名 (5名)	85百万円 (27百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第7回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2007年6月25日開催の第7回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人などの重要な兼職の状況および当社と当該他の法人などとの関係

取締役鶴飼幸弘氏は、株式会社テクノロジーハブの代表取締役社長およびSeeDevice Inc. (USA) の取締役であります。なお、当社は株式会社テクノロジーハブおよびSeeDevice Inc. との間に特別な取引関係はありません。

取締役佐藤明氏は、株式会社バリュークリエイトの代表取締役であります。なお、当社は株式会社バリュークリエイトとの間に特別な取引関係はありません。

監査役大塚一郎氏は、東京六本木法律特許事務所のパートナー並びにリシュモンジャパン株式会社の社外監査役であります。なお、当社は東京六本木法律特許事務所およびリシュモンジャパン株式会社との間に特別な取引関係はありません。

監査役今西浩之氏は、イマニシ税理士法人の社員並びに株式会社朝日ネットの社外監査役、株式会社パイオラックスの社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社はイマニシ税理士法人、株式会社朝日ネットおよび株式会社パイオラックスとの間に特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況および発言状況
取締役	鵜飼 幸弘	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	佐藤 明	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席いたしました。主に証券アナリストとして数多くの企業分析に携わった豊富な経験および企業運営にかかる幅広い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	山本 実	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。必要に応じ、長年にわたる経営者としての経験から、適宜発言を行っております。
監査役	大塚 一郎	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
監査役	今西 浩之	当事業年度に開催された取締役会12回全て、監査役会11回全てに出席いたしました。必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が7回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	EY新日本有限責任監査法人
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬などの額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬などの額にはこれらの合計金額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬などについて同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告します。

## 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - i 取締役会規程に基づき、取締役会を原則として月1回開催し、会社の重要な業務執行を審議決定するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
  - ii 業務の適正化と経営の透明性などを確保するため、株主総会において社外取締役を選任し、良識に基づいた意見、助言を得る。
  - iii 取締役とは独立した監査役を選任するとともに、そのうち1名を常勤監査役として常時監査できる体制を整備する。
  - iv 常勤取締役ならびに社長室からなる「経営執行会議」を随時開催し、取締役会付審議事項および経営に関する重要事項を審議決定するとともに、業務執行の全般的統制を行う。
  - v 代表取締役は「社訓」や「経営理念」に加え、取締役を含む全ての役員および使用人が実践すべき行動基準を定めた「行動規範」を制定し、繰り返しその精神を取締役・使用人に伝えることにより、法令等の遵守が企業活動の前提であることを周知徹底する。
  - vi 取締役・使用人の法令などおよび社会規範を具体的に遵守するための規範として「コンプライアンス規程」を制定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備を図るため「コンプライアンス委員会」を設置する。
  - vii 社内における不正・不審行為の早期発見と不祥事などの未然防止を図ることを目的として「ホットライン（内部通報）制度」を設け、当社で働く全ての人が利用できる仕組みを設けている。通報の事実には秘密を遵守し、内部通報者に対して不利益となるような措置は行わない。
  - viii 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、必要に応じて外部機関と連携し、法的対応を含め毅然と対応する。



- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - i 株主総会、取締役会、経営執行会議の議事録を、法令および規程に従い作成し、適切に保存・管理している。
  - ii 経営および業務執行に係る重要な情報、決定事項、社内通達などは、所轄部署で作成し、適切に保存・管理している。
  - iii 取締役および監査役は、常時これらの文書などを閲覧できる。
  
- ③ 損失の危険の管理に係る規程その他の体制
  - i 取締役会、経営執行会議、経営情報会議、その他の重要な会議にて、取締役および経営幹部から、業務執行に係る重要な情報の報告が定期的になされている。
  - ii 「リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理に関する方針・体制の協議、対策の立案その他重要な事項を総合的に決定する。
  - iii 各部門長は、「リスク管理委員会」の定める方針に従い、各部門におけるリスクの把握と評価を行うとともに、リスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施する。
  - iv リスクが発生した場合に備えるため「リスク管理規程」を制定し、リスク管理委員会を定期的を開催する。また、万が一、当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的リスクが発生した場合には、代表取締役を対策部門長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、被害を最小限に留めるとともに再発防止策を講ずる。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 取締役会は、単年度経営計画、中期経営計画、予算などを決定し、業績、進捗状況のレビューを行うために、毎月1回取締役会を開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - ii 常勤取締役および社長室からなる「経営執行会議」を随時開催し、迅速な業務執行体制を確立する。また「業務分掌規程」「職務権限規程」などにおいて職務権限および責任を明確化し、業務を適切・确实・迅速に執行する。
  - iii 常勤取締役および部門長からなる「経営情報会議」を設けて、原則毎月2回、事業の進捗状況の把握、意見交換を行う。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i 当社は、子会社の取締役および業務を執行する使用人に係る事項について、定期的に子会社から報告を受けるとともに重要な事項については事前協議を行う。
  - ii 当社は、子会社を含めた危機管理を統括的に管理する。子会社は、当社の「リスク管理規程」に準拠し、リスクの把握と評価を行うとともにリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案と実行その他必要な事項を実施し、その旨報告する。
  - iii 子会社の取締役および職務の執行が効率的に行われるように当社は必要に応じて当社の取締役および使用人の中から、子会社の取締役として任命・派遣し、当社および子会社全体の業務の適正な遂行を確保する。
  - iv 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するように当社の「社訓」「経営理念」「行動規範」を子会社の取締役および使用人にも適用し、周知徹底する。
  - v 当社および子会社は、経営の自主性および独立性を保持しつつ、企業集団全体の経営の適正かつ効率的な運営に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i 監査役から要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
  - ii 監査役の職務を補助すべき使用人の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役との間の協議により決定する。
  - iii 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指揮命令下に置かれ、他の取締役の指揮命令が監査役の補助業務に反するものである場合は、当該指揮命令に従う義務を負わない。
  - iv 監査役の職務を補助する使用人の任命、異動などについては、監査役と代表取締役との間の協議により決定する。
  - v 監査役の職務を補助する使用人の人事評価等は、常勤監査役が行う。
- ⑦ 取締役および使用人並びに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- i 監査役は取締役会に出席するとともに、常勤監査役は、「経営情報会議」を始め社内の重要会議へ出席することができる。

- ii 当社および子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社または子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「ホットライン制度」による通報状況およびその内容を速やかに報告する体制を整備する。
- iii 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断するときはいつでも当社および子会社の取締役および使用人に報告を求めることができる。監査役から報告を求められた当社および子会社の取締役および使用人は、速やかに報告を行わなければならない。
- iv 当社は、内部通報制度による通報を含めて監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の遂行について、必要な費用の前払いなどを請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑨ その他監査役職務の遂行が実効的に行われることを確保するための体制

- i 社外監査役として、企業経営に精通した有識者、弁護士、公認会計士などの有資格者を招聘し、代表取締役を始め取締役など、業務を遂行する者からの独立性を保持する。
- ii 監査役は、取締役、執行役員および重要な使用人からヒアリングを実施し、代表取締役、内部監査担当および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。

⑩ 財務報告の信頼性を確保する体制

財務報告の信頼性を確保し、適正な財務情報を開示していくための基本方針および関連規程を定め、必要な体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記の業務の適正を確保するための体制について、「内部統制システムの基本方針」に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点などの是正・改善状況ならびに、講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、現時点では特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,050,728	流 動 負 債	131,328
現金及び預金	765,612	買掛金	31,569
売掛金	253,535	未払金	18,163
前払費用	30,774	未払費用	13,455
その他	812	未払法人税等	8,894
貸倒引当金	△7	未払消費税等	9,195
		預り金	5,699
固 定 資 産	208,755	賞与引当金	44,291
有形固定資産	15,495	その他	60
建物	19,412	固 定 負 債	72,382
減価償却累計額	△8,468	退職給付引当金	72,382
工具器具備品	33,019		
減価償却累計額	△28,467	負 債 合 計	203,711
無形固定資産	61,426	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	35,208	株 主 資 本	1,025,793
ソフトウェア仮勘定	26,145	資 本 金	505,737
電話加入権	72	資 本 剰 余 金	404,137
投資その他の資産	131,833	資 本 準 備 金	404,137
投資有価証券	20,010	利 益 剰 余 金	147,929
繰延税金資産	33,912	利 益 準 備 金	4,295
敷金及び保証金	77,194	その他利益剰余金	143,634
その他	1,683	繰越利益剰余金	143,634
貸倒引当金	△967	自 己 株 式	△32,009
		新 株 予 約 権	29,977
		純 資 産 合 計	1,055,771
資 産 合 計	1,259,483	負 債 純 資 産 合 計	1,259,483

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,227,895
売 上 原 価		670,935
売 上 総 利 益		556,959
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		535,747
営 業 利 益		21,212
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	73	
雑 収 入	416	489
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	116	
雑 損 失	110	227
経 常 利 益		21,474
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	508	508
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	1,526	1,526
税 引 前 当 期 純 利 益		20,456
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,290	
法 人 税 等 調 整 額	964	3,254
当 期 純 利 益		17,202



# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								新 予 約 株 権	純 資 産 計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式			株 主 資 本 計
		資 準 備 金	資 剰 余 金	利 準 備 金	益 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金	利 剰 余 金				
当 期 首 残 高	505,737	404,137	404,137	4,295	133,790	138,085	△32,009	1,015,949	28,163	1,044,113	
事 業 年 度 中 の 変 動 額											
剰余金の配当					△7,358	△7,358		△7,358		△7,358	
当期純利益					17,202	17,202		17,202		17,202	
新株予約権の失効									△508	△508	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									2,323	2,323	
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	9,843	9,843	—	9,843	1,814	11,658	
当 期 末 残 高	505,737	404,137	404,137	4,295	143,634	147,929	△32,009	1,025,793	29,977	1,055,771	

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
  - ・ 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
  - ・ その他有価証券時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② たな卸資産
  - ・ 仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、それ以外のものについては定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～22年
工具器具備品	2～8年
- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（取得時に費用化もしくは2年～5年）に基づいております。
- ③ リース資産
  - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失見込額を受注損失引当金に計上しております。

(4) 売上の計上基準

サービスの提供及び製品の販売による売上高は、検収基準及びサービスの提供期間をもって計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減損損失累計額

貸借対照表上、減価償却累計額に含めて表示しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

該当事項はありません。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,477,400株	一株	一株	2,477,400株

##### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	24,583株	一株	一株	24,583株

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,358	3.0	2019年3月31日	2019年6月24日

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,358	3.0	2020年3月31日	2020年6月23日

##### (4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	300株	1,000株	400株	45,000株
新株予約権の残高	3個	10個	4個	450個

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	500株	17,400株	13,600株
新株予約権の残高	5個	174個	136個

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等としており、また、資金調達については調達計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入により調達する方針です。デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが1ヶ月以内の支払期日となっております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、役職者が日常的、定期的な取引先の情報の把握に努め、取引相手ごとの期日及び残高管理を行うとともに、各部と連携し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部からの報告に基づきコーポレートマネジメント室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	765,612	765,612	—
(2) 売掛金	253,535	253,535	—
(3) 敷金及び保証金	77,194	77,194	—
資産計	1,096,343	1,096,343	—
(1) 買掛金	31,569	31,569	—
(2) 未払金	18,163	18,163	—
(3) 未払費用	13,455	13,455	—
(4) 未払法人税等	8,894	8,894	—
(5) 未払消費税等	9,195	9,195	—
負債計	81,277	81,277	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

この時価は、貸借期間の将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しております。「貸借対照表計上額」及び「時価」には敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分（本社の将来の発生が予想される原状回復費見込額の未償却残高）の金額が含まれております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払費用 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	20,010

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等には含めておりません。



## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	13,562
未払費用	2,121
未払事業税	2,022
減価償却超過額	34,365
貸倒引当金	298
資産除去債務	1,531
退職給付引当金	22,163
一括償却資産超過額	389
関係会社株式評価損	8,966
投資有価証券評価損	4,594
繰越欠損金	375,714
その他	546
小計	466,276
評価性引当額	△432,363
繰延税金資産合計	33,912

## 7. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資に関する事項

該当事項はありません。

(注) 当社は、2020年2月17日付で関連会社であった株式会社CSマーケティングの全株式を譲渡いたしました。

(2) 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	418円21銭
(2) 1株当たり当期純利益	7円01銭

## 10. 重要な後発事象に関する注記

ストック・オプションとしての新株予約権の付与

当社は、2020年5月22日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認を求める議案を2020年6月22日開催予定の当社第20回定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1)特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てたく存じます。

(2)新株予約権の割当対象者

当社の従業員に割り当てるものとする。

(3)新株予約権の払込金額及び割当日

金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定する。

(4)新株予約権の内容

①新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式107,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

②新株予約権の総数

1,070個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、①に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

③各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に②に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{rcc} \text{調整後} & & \text{調整前} & & 1 \\ & = & & \times & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{分割・併合の比率} \end{array}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \quad \text{調整前} \\ \text{行使価額} \quad \text{行使価額} \\ = \\ \times \end{array} \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

④新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として2030年5月31日まで

⑤増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑧新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

⑨新株予約権の取得事由及び取得の条件

(i) 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得する。

(ii) 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議により、その取得する新株予約権の一部を定める。

#### ⑩組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、①に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

④に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、④に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使の条件

⑧に準じて決定する。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。

チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件

⑨に準じて決定する。

#### (5) 細目事項

新株予約権に関する細目事項は、取締役会で決定する。

#### 11. その他の注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ソケッツ  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	板谷 秀穂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三木 康弘 印

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソケッツの2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。



・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

株 式 会 社 ソ ケ ッ ツ 監 査 役 会  
常 勤 監 査 役 山 本 実 ④  
( 社 外 監 査 役 )  
社 外 監 査 役 大 塚 一 郎 ④  
社 外 監 査 役 今 西 浩 之 ④

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付けており、利益配分につきましては、内部留保にも意を用いつつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、足元の状況および経営環境並びに配当金額の規模等を総合的に勘案した結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金3円

配当総額 7,358,451円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月23日

## 第2号議案 取締役3名選任の件

取締役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
1	うら べ こう じ 浦 部 浩 司 (1968年5月18日生)	1992年4月 日本合同ファイナンス(株)(現(株)ジャフコ) 入社 1999年10月 (株)ビジュアルコミュニケーション入社 執行役員就任 2000年6月 当社設立、代表取締役社長就任 (現任) 2020年4月 当社コーポレートマネジメント室 室長 (現任)	711,700株
2	う かい ゆき ひろ 鵜 飼 幸 弘 (1959年2月19日生)	1981年4月 シャープ(株)入社 1989年2月 (株)リコー入社 1990年9月 (株)メガチップス入社 1998年6月 同社取締役就任 2000年6月 当社社外取締役就任 (現任) 2008年6月 (株)メガチップス代表取締役社長就任 2011年7月 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長 就任(現任) 2019年7月 SeeDevice Inc. 取締役就任 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)テクノロジーハブ代表取締役社長 SeeDevice Inc. 取締役	15,000株
3	さとう あきら 佐 藤 明 (1965年3月17日生)	1987年4月 野村證券(株)入社 2001年5月 (株)バリュークリエイト代表取締役就任 (現任) 2005年12月 富士製薬工業(株)監査役就任 2012年11月 当社社外取締役就任 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 (株)バリュークリエイト代表取締役	—

- (注) 1. 候補者鵜飼幸弘氏は、株式会社テクノロジーハブの代表取締役社長および SeeDevice Inc. (USA) の取締役を兼務しております。当社は両社との間に特別な取引関係はありません。
2. 候補者佐藤明氏は、株式会社バリュークリエイトの代表取締役を兼務しております。当社は同社との間に特別な取引関係はありません。
3. その他の候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
4. 候補者鵜飼幸弘氏および佐藤明氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引続き独立役員とする予定であります。
5. 候補者鵜飼幸弘氏および佐藤明氏を社外取締役候補者とした理由は、両氏の企業運営における経験が当社にとって有益であるとの判断から選任をお願いするものであります。
6. 候補者鵜飼幸弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって20年となります。
7. 候補者佐藤明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年7ヶ月となります。
8. 当社は候補者鵜飼幸弘氏および佐藤明氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において両氏の再任が承認された場合は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
1	やまもと           みのる 山   本           実 (1948年9月16日生)	1971年4月 (株)埼玉銀行(現(株)埼玉りそな銀行) 入行 1996年4月 (株)ランシステム 出向 2000年9月 (株)ランシステム専務取締役就任 2008年5月 (株)ランシステム代表取締役就任 2009年11月 (株)オフィス・シューエイ監査役就任 2010年11月 पीーエムアール(株)監査役就任 2011年7月 पीーエムアール(株) (現スマイキー(株) 取締役就任 2012年6月 スマイキー(株) 取締役辞任 2012年6月 当社常勤社外監査役就任 (現任)	—
2	おおつか    いちろう 大   塚    一   郎 (1953年4月20日生)	1981年4月 弁護士登録、竹内澄夫法律事務所入所 1988年1月 ニューヨーク州弁護士登録 1988年9月 ギル・パトリック・アンド・コーディ法 律事務所入所 1990年9月 アレン・アンド・オーヴェリー法律事務 所入所 1992年10月 ブレークモア法律事務所入所 1999年12月 メリルリンチ日本証券(株)社外監査役就 任 2002年6月 リシュモンジャパン(株)社外監査役就任 (現任) 2002年10月 東京六本木法律事務所 (現東京六本木法 律特許事務所) 設立、パートナー就任 (現任) 2008年1月 当社社外監査役就任 (現任) [重要な兼職の状況] 弁護士 東京六本木法律特許事務所パートナ ー リシュモンジャパン(株) 社外監査役	5,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株 式数
3	いまにし ひろゆき 今西 浩之 (1966年9月22日生)	1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人) 入所 1998年7月 公認会計士今西浩之事務所所長 (現任) 2001年10月 (株)ランシステム取締役就任 2003年3月 イマニシ税理士法人 社員(現任) 2005年3月 (株)朝日ネット社外監査役就任(現任) 2005年6月 (株)パイオラックス社外監査役就任 2008年6月 当社社外監査役就任(現任) 2016年6月 (株)パイオラックス社外取締役(監査等委 員) 就任(現任) 〔重要な兼職の状況〕 税理士 イマニシ税理士法人 社員 (株)朝日ネット 社外監査役 (株)パイオラックス 社外取締役(監査等委員)	5,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本実氏、大塚一郎氏及び今西浩之氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は大塚一郎氏及び今西浩之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当社は両氏を引続き独立役員とする予定であります。
3. 監査役候補者の選任理由は、以下の通りであります。
- ①山本実氏を社外監査役とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるとの判断から選任をお願いするものであります。
- ②大塚一郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- ③今西浩之氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士および税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためです。
4. 山本実氏、大塚一郎氏および今西浩之氏は、現在、当社の社外監査役であります。それぞれ監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって大塚一郎氏は12年5ヶ月、今西浩之氏は12年、山本実氏は8年となります。
5. 当社は候補者大塚一郎氏および今西浩之氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案において両氏の再任が承認された場合は、両氏との間の当該契約を継続する予定であります。また、候補者山本実氏については当該責任限定契約と同様の契約を締結予定であります。



#### 第4号議案 当社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対してストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することの承認をお願いするものであります。

##### 1. 特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てたく存じます。

##### 2. 新株予約権の割当対象者当社の従業員に割り当てるものとする。

3. 新株予約権の払込金額及び割当日金銭の払込みを要しないものとし、割当日については、取締役会で決定する。

##### 4. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式107,000株を新株予約権の目的となる株式の数の上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、合併等、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的となる株式の数を調整することができる。

###### (2) 新株予約権の総数

1,070個を上限とする（新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に(2)に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使並びに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後 行使価額} = \text{調整前 行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社は合理的な範囲内で行使価額を調整することができ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の翌日から2年を経過した日を始期として2030年5月31日まで。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限り行使できる。ただし、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではない。

(9) 新株予約権の取得事由及び取得の条件

① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得する。

② 前号に定めるほか、当社は、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当該新株予約権の全部または一部を無償で取得する。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

(10) 組織再編成時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）する場合において、組織再編成行為の効力発生直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定め

た場合に限るものとする。

- イ 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、(1)に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編成後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(4)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使の条件  
(8)に準じて決定する。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 再編成対象会社による新株予約権の取得事由及び取得の条件  
(9)に準じて決定する。
- (11) 新株予約権の公正価額  
新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

5. 細目事項 新株予約権に関する細目事項は、取締役会で決定する。

以 上



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.



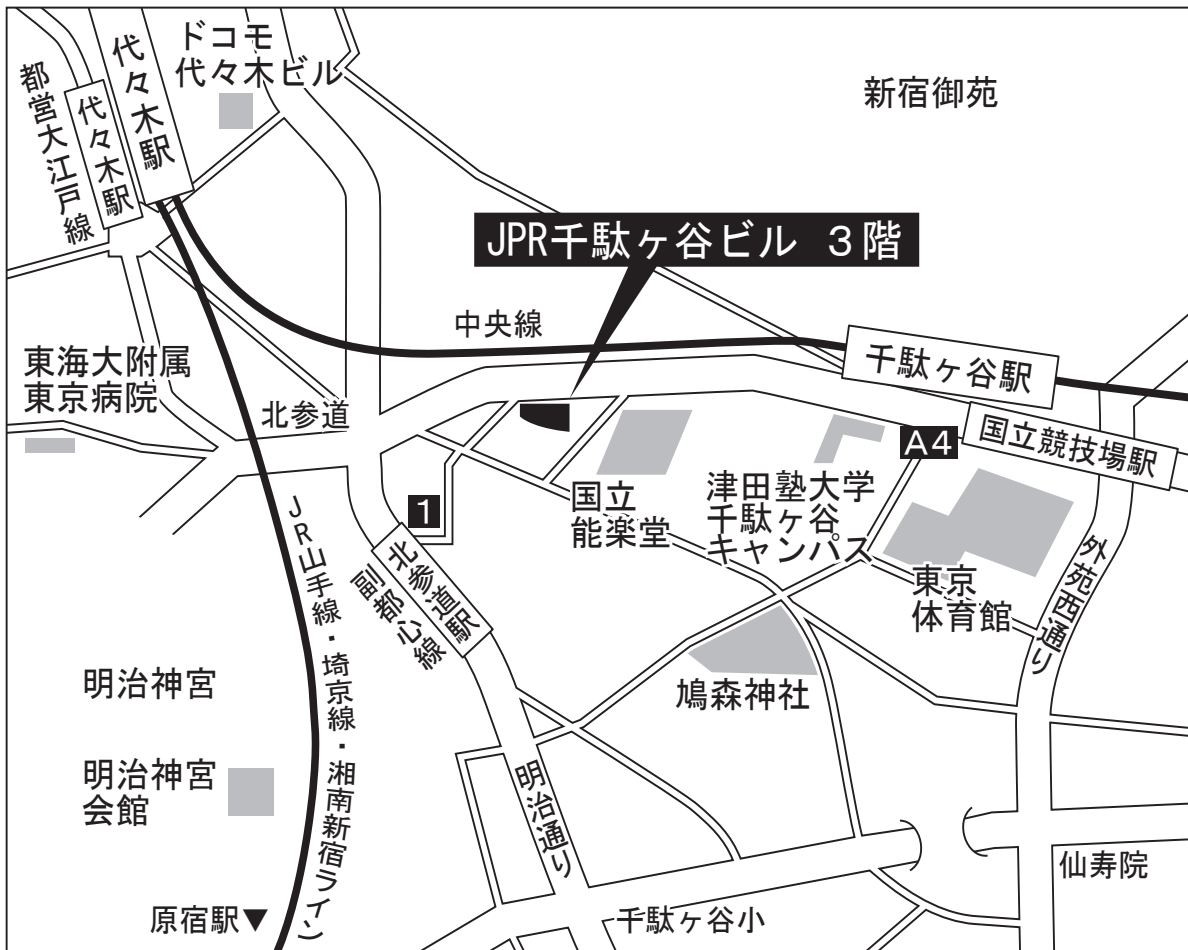
# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目23番5号

JPR千駄ヶ谷ビル3階

株式会社ソケッツ本社 会議室

TEL 03 - 5785 - 5518



## 交通

- ① 東京メトロ副都心線「北参道駅」1番出口より徒歩6分
- ② JR中央・総武線各駅停車「千駄ヶ谷駅」より徒歩6分
- ③ 都営大江戸線「国立競技場駅」A4出口より徒歩6分